

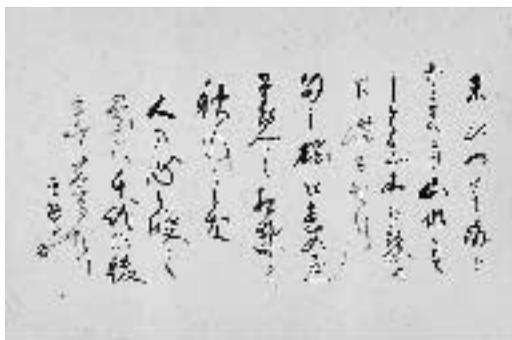
# 「書」贈呈式

## ～100年の細川紙につづる言葉～

8月24日（水）、役場2階の大会議室にて、約100年の眠りから歴史がまた動きはじめました。

村内で代々紙漉きをしていたお宅から100年以上前の細川紙が村に提供され、その紙に、著名書道家で文化勲章受章者である高木聖鶴先生、日本芸術院会員である井茂圭洞先生に揮毫していただくという機会が生まれました。その「書」を24日、立役者の衆議院議員河村建夫氏ならびに小泉龍司氏や村関係者が見守るなか披露され、本村に贈呈いただきました。

揮毫いただいたのは、田中角栄氏の歌と村内の書道家（故人）の歌です。



◀ 高木聖鶴先生揮毫



◀ 井茂圭洞先生揮毫

- ・末ひつに 海となるべき 山水も しばし木の葉の 下潜るなり （田中角栄氏作）
- ・句う桜は春の色 そめし紅葉は秋のしな 人の心に咲く花は 千代の後まで薫るなり（村内書道家(故人)作）

※本「書」は、村長室および和紙の里に掲げられています。

ここは終始点ではなく通過点です。この紙、この書が100年後、どのようになっているか、大変興味深いところです。後世の若者に託され、その先の100年も続いていくことを願います。

### 10月から12月は滞納整理強化期間です ～ストップ！滞納～

村税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限（納期限）までに自主的に納めていただくものです。

多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。

税負担の公平性及び税収入を確保するため、東秩父村を初め県内62市町と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

本村では、資産がありながら納税いただけない滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。

皆さまには、納期内納税、早期納付にご協力をお願いします。

税務課 ☎ 82-1224